

第5回 当別町教育委員会定例会議事録

日 時 平成27年3月23日(月) 午後3時30分

場 所 役場3階中会議室

出席委員 白井委員長、武岡委員、寺田委員、小林委員、本庄委員

参 与 野村教育部長、山崎管理課長、長谷川社会教育課長、森田学校給食センター長、
山田社会教育課参事、水谷管理課主幹、小出社会教育課主幹、須藤社会教育課主幹、
高島学校教育係長、櫻田一貫教育推進係長、春田給食係長、村上総務係長
高田学校教育係主査、上島社会教育係主査

傍聴者 2名

委員長 (開会の宣言)	只今、出席委員数5名、定数に達しておりますので、平成27年第5回当別町教育委員会定例会を開催致します。
委員長	本会議の傍聴を希望する申し出がありましたので、これを許可してよろしいか。 (異議なし) 傍聴を許可いたします。 暫時休憩いたします。 (傍聴者入室) 再開いたします。
委員長 (議事日程)	日程については、各委員に配付しております、日程表により議事に入ります。
委員長 (日程第1)	日程第1 報告第1号を上程いたします。 提案理由の説明を求めます。 教育部長
教育部長	(提案理由の説明) 只今、議題となりました報告第1号平成26年度教育費3月補正予算について、提案の説明を申し上げます。 第2回定例会において協議案第1号として提案させていただき、委員各位のご了解をいただきました、教育費の歳入において143万7千円を減額し、総務費の歳出において1,447万8千円を増額及び教育費の歳出において874万6千円を減額する補正予算が、平成27年第1回当別町議会定例会において3月6日に可決されましたので、これを報告し承認をいただこうとするものであります。よろしくご審議をいただきましてご承認をお願いいたしま

	す。
委員長	<p>只今、提案理由の説明がありました、質疑を求めます。</p> <p>質疑を打ち切り、報告第1号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p> <p>委員全員の賛成を得ましたので、報告第1号は原案のとおり承認致しました。</p>
委員長 (日程第2)	<p>日程第2 報告第2号を上程いたします。 提案理由の説明を求めます。 教育部長</p>
教育部長	<p>(提案理由の説明)</p> <p>只今、議題となりました報告第2号平成27年度教育費当初予算について、提案の説明を申し上げます。</p> <p>第2回定例会において協議案第3号として提案させていただき委員各位のご了解をいただきました、平成27年度教育費を歳入の総額を1,882万3千円、歳出の総額を4億4384万円としようとする当初予算が平成27年第1回当別町議会定例会において3月18日に可決されましたので、これを報告し承認をいただこうとするものであります。よろしくご審議をいただきましてご承認をお願いいたします。</p>
委員長	<p>只今、提案理由の説明がありました、質疑を求めます。</p> <p>質疑を打ち切り、報告第2号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p> <p>委員全員の賛成を得ましたので、報告第2号は原案のとおり承認致しました。</p>
委員長 (日程第3)	<p>日程第3 議案第1号を上程いたします。 提案理由の説明を求めます。 教育部長</p>

<p>教育部長</p> <p>管理課長</p>	<p>(提案理由の説明)</p> <p>只今、議題となりました議案第1号当別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則制定について、提案の説明を申し上げます。</p> <p>教職員住宅の月額住宅料の見直し及び借上げ住宅における西当別小学校教職員住宅新設に伴い規則の一部を改正するものであります。</p> <p>よろしくご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。なお、詳細については、管理課長より説明いたします。</p> <p>この一部改正につきましては、議案では3ページから14ページに記載されているところですが、別冊新旧対照表でご説明をさせていただきます。本一部改正におきまして、一部字句の訂正等も行っているところがございます。まず、別冊1ページですが、第2条において、「すべて」というところについて字句の訂正を行っています。3ページ第14条までについては、字句の整理を行ったものでございます。本改正の大切なところですが、別表1につきまして各月額住宅料の見直しを行ったものでございます。当別小学校におきましては、25,000円だった月額住宅料につきまして、20,620円に引き下げをする旨の規則改正になっております。4ページには、借上げ住宅におきまして新たに西当別小学校の教職員住宅17,120円を付け加える改正を行ったものでございます。改正内容については、以上です。</p> <p>このたびの教職員住宅の見直しにつきましては、教職員住宅そのものが、昭和46年から平成13年に建築されておりますので、相当年数が経過してきております。今回は、経過年数、構造、面積によりまして、各々見直しを行ったものでございます。見直し額は千円から一万円程度となっております。</p>
<p>委員長</p> <p>寺田委員</p> <p>管理課長</p> <p>委員長</p> <p>管理課長</p>	<p>只今、提案理由の説明がありましたが、質疑を求めます。</p> <p>金額の見直しは何年に一度行うとか、決まったことはあるのでしょうか。</p> <p>今回の改正にかかる住宅料については、しばらく見直しを行った形跡はありませんでした。今回新たに算定基準等を整理しながら見直しを行ったものでございます。今後については、概ね5年を目処としながら随時引き下げを行っていく必要があるのではないかと考えております。</p> <p>下げ幅の根拠はあるのですか。</p> <p>今回の引き下げにつきましては、参考として北海道における住宅料の算定基準等を参酌しながら作成したものでございます。</p>

<p>小林委員</p> <p>管理課長</p> <p>小林委員</p> <p>委員長</p>	<p>教職員住宅はかなり老朽化しているのはわかっております。町内にはアパート等数戸余っているところもあります。提案ですが、今後はそういうところを借り入れるとか補助を出すとかやっていけば、家賃や経費の部分を教職員からいただくのではなくて、民間に貸し出したりですとか、そういった形にして、教職員はアパートに住んでいただいて、その補助をするとかそういう考えを議論していくことができないかなと思ひまして、意見を言わせていただきました。</p> <p>只今の提案の一部改正の教育委員会が所有している住宅については、引き下げを行っておりますし、先ほど説明をさせていただきました、西当別小学校の教職員住宅につきましては、民間のアパートを教育委員会が借上げ、それを教員に貸与する状況と考えております。小林委員が仰るとおり老朽化を進んでおりますので、今後につきましても、教職員住宅の修繕等費用対効果を見ながら、民間アパートの活用についても積極的に検討していきたいと考えております。</p> <p>そのような形で議論を各委員と今後できるようにお願いしたいと思います。</p> <p>質疑を打ち切り、議案第1号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p> <p>委員全員の賛成を得ましたので、議案第1号は原案のとおり決定致しました。</p>
<p>委員長 (日程第4)</p>	<p>日程第4 議案第2号を上程いたします。 提案理由の説明を求めます。 教育部長</p>
<p>教育部長</p> <p>社会教育課長</p>	<p>(提案理由の説明)</p> <p>只今、議題となりました議案第2号当別町社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則制定について、提案の説明を申し上げます。</p> <p>当別町社会教育指導員の職務及び勤務場所並びに定数を変更するため規則の一部を改正しようとするものでございます。</p> <p>よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、詳細につきましては、社会教育課長から説明いたします。</p> <p>別冊11ページ、議案第2号関係資料をご覧ください。右側にあります改正前でございますけれども、現行の規則におきましては、社会教育委員の勤務場所を西当別コミュニティーセンターに固定し、定数も1名としております。改正後では、社</p>

	<p>会教育指導員は、西当別コミュニティーセンターの管理運営にかかわる方は、現状と同じく1名配置いたします。新たに学校支援地域本部事業のコーディネーターにかかわる方1名を配置し、計2名を社会教育指導員として任用する予定としていますことから、規則改正を上程するものでございます。なお、学校支援地域本部のコーディネーターは平成27年度においては学校を核とした地域協力プラン事業として土曜学習会、放課後学習会、英語クラブの事業もコーディネートする社会教育指導員として任命する予定でございます。第3条の職務及び勤務場所については、第1項第4号にある西当別コミュニティーセンターに限定していたものを、委員会が指示する施設として改正をしております。</p> <p>また、新たな職務として、第5号に学校支援地域本部事業及び委員会が実施する社会教育事業に関することを設けています。</p> <p>また、第4条の定数を1名から若干名に改正しようとするものです。</p>
委員長	<p>只今、提案理由の説明がありましたが、質疑を求めます。</p>
武岡委員	<p>土曜事業や放課後支援にかかわるとても大事な仕事をされる方だと思いますので、すごく期待をしております。そこで、任用される方の目処はたっているのでしょうか。</p>
社会教育課長	<p>任用を予定している非常勤職員は、すでに学校支援地域本部事業を担当している方でございます。</p>
武岡委員	<p>教育大学の廊下にはSATの募集だとか土曜授業のサポート公募のポスターが張ってありましたが、他の案内と一緒にあっておりまして、隅っこの方に2枚あるだけでした。あのままでは、多分誰も応募してこない可能性があるかなと思います。</p> <p>非常勤職員の方は、行動的な方だと思いますので、大学の教務の窓口だけではなくて、ゼミなどにいけるところがあれば、飛び込んでいって、もう一歩進んで係わっていくと、学生も来て下さるかなと思いますので、そういった話をさせていただければと思います。</p>
社会教育課長	<p>コーディネーターは一年間の実績がある方を予定していますので、そういった課題等も挙げておりますので、積極的に取り組んでまいります。</p>
委員長	<p>質疑を打ち切り、議案第2号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p> <p>委員全員の賛成を得ましたので、議案第2号は原案のとおり決定致しました。</p>

<p>委員長 (日程第5)</p>	<p>日程第5 議案第3号を上程いたします。 提案理由の説明を求めます。 教育部長</p>
<p>教育部長 管理課長</p>	<p>(提案理由の説明) 只今、議題となりました議案第3号第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の変更の協議について、提案の説明を申し上げます。 第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約を変更することについて協議するため委員会の議決を得ようとするものであります。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。 なお、詳細につきましては、管理課長から説明申し上げます。 議案15ページから18ページに記載となっているところです。別冊の新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。 今回の規約の変更についてですが、この規約変更については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、規約の改正を行っているところでございます。改正内容につきましては、第4条において委員の任期を定めているところでございます。第9条において教科用図書の選定方法を新たに規定しているところでございますし、選定した教科用図書の通知につきましては、第10条において規定しているところでございます。 また、議事録及び資料の公表ということで、第12条に新たに規定をしているところでございます。 これらの改正を含めまして所用の改正をされているところでございます。</p>
<p>委員長 小林委員 管理課長 小林委員 管理課長</p>	<p>只今、提案理由の説明がありましたが、質疑を求めます。 議事録及び資料の公表ですが、これは委員会が求めればこの協議会の議事録等々を見れるということでしょうか。 第12条におきまして、関係市町村教育委員会において採択後、公表することとなっておりますので、委員の皆様方も閲覧することは可能と考えます。 議事録は委員会にもあるということによろしいでしょうか。 そのとおりでございます。 昨年の教科用図書の採択におきましても協議会議事録を公表しておりますが、今</p>

<p>武岡委員</p> <p>教育長</p> <p>委員長</p>	<p>回の改正で規約に明文化されたものと理解しております。</p> <p>法律の改正に伴う改正とお聞きしましたが、採択地区ごとに規約の中身が変わっているものと思われます。つまり、会議の発言委員の名前を公表しているところ、委員自身の立場の公表もまちまちだとインターネットで調べると出ています。選定は検定を通った教科書ですから大きな差異はないと思いますけれども、町村ごとの子どもたちの学力の状況だとかが必ず違うはずで、自分の発言に責任を持っていたく上でも、発言者の名前を公表していただきたいと考えております。ここで私が言ったことが協議会にどのように伝わっていくかわかりませんが、その点ひとつ要望しておきたいと思います。</p> <p>5月に入りましたら、一回目の会議がありますので、その場にて公表についての要望事項として出すようにしたいと思います。</p> <p>質疑を打ち切り、議案第3号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p> <p>委員全員の賛成を得ましたので、議案第3号は原案のとおり決定致しました。</p>
<p>委員長 (日程第6)</p>	<p>日程第6 議案第4号を上程いたします。 提案理由の説明を求めます。 教育部長</p>
<p>教育部長</p> <p>管理課長</p>	<p>(提案理由の説明)</p> <p>只今、議題となりました議案第4号当別町小中一貫教育に関する取組基本方針について、提案の説明を申し上げます。</p> <p>当別町小中一貫教育に関する取組基本方針について別冊のとおり決定するため委員会の議決を得ようとするものでございます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては、管理課長より説明いたします。</p> <p>すでに委員各位におかれましては、勉強会等でこの基本方針案につきましてお示しをさせていただいているところでございます。</p> <p>あらためまして当別町小中一貫教育に関する取組基本方針の詳細については、ご説明いたしません。はじめに第1章では、当別町小中一貫教育で目指す方向。第2章では、当別町で実施する小中一貫教育。第3章では、小中一貫教育学校の形態。第4章では、小中一貫教育推進体制。第5章ではスケジュール。等々を基本方針として定めたものでございます。また、別冊15ページには、要約したものと</p>

	<p>て、当別町小中一貫教育基本方針のポイントを示させていただいております。基本方針については、状況に応じたより良いものとするために、今後必要に応じ改訂することも検討して参りたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。</p>
委員長	<p>只今、提案理由の説明がありましたが、質疑を求めます。</p> <p>この件につきましては、4度ほど勉強会を重ね、委員のご意見をいただいたところですので、内容については既にご承知のこととは存じますけれども、勉強会の中では、基本方針をより具体化したものを早期に詰めるべきだとのご意見もありました。平成27年度が実施方針案を策定する年となっておりますので、その中で皆様方から意見をいただき、具体の部分について協議を重ねていきたいと思っております。</p> <p>質疑を打ち切り、議案第4号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p> <p>委員全員の賛成を得ましたので、議案第4号は原案のとおり決定致しました。</p>
委員長	<p>以上で本委員会に付議された案件の審議は終了致しました。 暫時休憩いたします。</p> <p>(傍聴者退室)</p> <p>再開いたします。 そのほか、事務局から報告等ございますか。</p> <p>(事務局から報告)</p>
委員長 (閉会の宣言)	<p>以上をもちまして、平成27年第5回当別町教育委員会定例会を閉会致します。</p>

閉会 午後4時40分